

## 福祉施設等において感染が疑われる者又は感染者が発生した場合の施設の初動対応

## 感染疑い

○利用者や職員に発熱等

○協力医療機関又はかかりつけ医にすぐ相談受診  
(又は、新型コロナ受診相談センター☎0120-409-745)○少しでも感染疑い有の診断の場合  
早急な検査の実施（保険診療）

○陽性になった場合に備えた対応

- ・事業所内、法人内で情報共有
- ・消毒や三密を避ける等の確実な実施
- ・接触者や行動範囲を調査（名簿作成等）
- ・感染区域と清潔区域を分ける検討
- ・衛生用品（ガウン、手袋等）の確認
- ・サービス提供体制の検討
- ・かかりまし経費の補助金の確認

※この段階で感染は不明であり、対象者が特定されないよう配慮が必要です。

## &lt;日頃の備え&gt;

- ・感染対応マニュアルの確認
- ・利用者、職員の健康管理の実施(N-CHAT導入等)
- ・食事の時間帯を変える等の共用エリアで密を避ける使用方法の実施
- ・換気、消毒の実施
- ・面会制限や入館者管理の実施
- ・職員の施設外での感染リスク行動の控え
- 利用者情報や部屋割り、シフト表の更新
- 感染発生時に備えた、ゾーニングやシフトのシミュレーションの実施
- 衛生用品（マスク、消毒液等）の確保
- 感染者発生時の事業継続について相談できる方を所属する協会等へ照会
- 他の事業所からの応援派遣等、各事業所間で協力協定の検討

## 感染者発生

○検査を実施した医療機関から本人（利用者や職員）に連絡



○本人から事業所に感染の報告



○事業所内、法人内で情報共有



○保健所及び長寿社会課・障がい福祉課に連絡



○関係各所に連絡

- ・関係事業所
- ・利用者、家族など



○濃厚接触者や接触者、行動範囲の確認（保健所と連携）



○感染区域と清潔区域（ゾーン）を分ける（保健所と連携）

- ・防護服等の要装着



○消毒の実施

- ・衛生用品が不足する場合は、長寿社会課に連絡（マスク、ガウン、手袋、アルコール等）



○その後必要となる対応

- ・感染拡大防止の対応
- ・利用者等が検査を受ける場合の本人確認や搬送の協力
- ・事業所名を公表するかどうかの判断
- ・事業継続の判断
- ・サービス提供体制の検討
- ・応援要請の判断
- ・利用を中止した利用者の支援の検討
- ・保健所の疫学調査の対応

※必要に応じ保健所、長寿社会課に要相談